

コスモアベニュー練馬春日町建築協定 概要

目 的	建築物の敷地、用途、形態等に関する基準を定め、緑豊かな優れた住宅地環境の育成及び保全を図ることを目的とする。
協定区域	練馬区春日町五丁目3020番13～50、59、60 (総面積 4,291.18㎡)
地域地区	第一種低層住居専用地域 建ぺい率50% 容積率100% 準防火地区
協定者数	26人 (40棟)
有効期限	認可公告があった日から20年間(平成36年1月20日まで) 期間満了前に土地所有者の過半から変更・廃止の意思がない場合10年間1回限り延長される。
協定事項	1 建築物は、一戸建ないし三戸建の専用住宅とする。ただし、住宅で、診療所、事務所、学習塾、アトリエその他これらに類する用途を兼ねるものについては、この限りでない。 2 地階を除く階数は2以下とする。 3 盛土は原則として行わない。 4 建築物及び堀等の形態は地区全体の調和を図り、良好な住宅地景観が形成されるよう配慮したものとする。
違反者に対する措置	1 運営委員会の委員長は、当該協定者に対して違反行為を是正するため必要な措置を請求する。 2 請求に従わない場合は、当該所有者等の費用で第三者にこれを行わせるよう裁判所に請求することができる。
運営委員会組織	協定者の互選により選出された委員若干名で組織に、委員長、副委員長、会計各1名をおく。
認可年月日等	認可 平成16年1月21日(練馬区建築協定第8号) 公告 平成16年1月21日